



三次市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の42第5項の規定により、
実施された個別外部監査の結果報告が、同条第6項において準用する同法第25
2条の37第5項の規定により提出されたので、同法第252条の42第6項に
おいて準用する同法第252条の38第3項の規定により告示します。

平成31年2月28日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 岡 田 美津子



平成 30 年度 三次市個別外部監査結果報告書の概要

第 1 監査のテーマと監査の要点

監査の テーマ	公益社団法人三次市シルバー人材センターの出納事務等について
個別外部監査の 方法	地方自治法第 252 条の 42 第 1 項及び三次市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 4 項第 1 号の規定による個別外部監査
監査要点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財務・経理上の問題点整理と改善案の提言 (2) 経営組織・内部統制の問題点整理と改善案の提言 (3) 情報開示の問題点整理と改善案の提言 (4) 資金繰り上の問題点整理と改善案の提言 (5) 各種規定の整備状況及び運用状況に関する問題点整理と改善案の提言 (6) 人事管理に関する問題点整理と改善案の提言 (7) 経営計画の問題点整理と改善案の提言
外部監査の 契約期間、 実施期間、 対象期間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外部監査の契約期間 平成 30 年 10 月 2 日から平成 31 年 1 月 31 日まで (2) 外部監査の実施期間 平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日まで (3) 外部監査の対象期間 原則として、平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)を対象とする。ただし、必要に応じて、現年度及び過年度を対象とする。

第 2 実施体制

個別外部監査人	個別外部監査人補助者
武信隼人(公認会計士)	鷹合正駿(公認会計士)

第3 結果

1. 監査の実施過程の要約

(1)三次市と三次市シルバー人材センターの関係

- ・三次市シルバー人材センターの設立目的は、三次市に居住する定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に對して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することである。
- ・理事に三次市産業環境部長が在籍している。それ以外に理事及び監事に三次市役所出身は在籍していない。また、従業員はすべて公募であり、三次市からの出向や人員のあつせんなどはなく人的支援はない。修繕など多額の投資は、三次市の負担で行うこととされている。三次市シルバー人材センターは設立以来、事務所移転費用及び設備の修繕等の受給実績はあるものの、利子補給等の公的支援制度の利用実績はない。

(2)三次市シルバー人材センターの経営成績・財政状態

- ・現状の三次市シルバー人材センターの規模は、年間経常収益2.4億円前後、総資産4億円前後である。
- ・会員数の減少に伴い受取会費も減少傾向にある。

(3)独自事業『よりんさい』について

- ・独自事業の收支が均衡となるように、独自事業の将来計画や独自事業が黒字となるような取組を行っていくことが必要と考えられます。

(4)経営組織・内部統制・労務管理・情報管理

- ・三次市シルバー人材センターは役員12名、従業員9名の人員規模であるが、役員の大多数が非常勤、従業員の半数以上が嘱託職員であり、経営に従事する人員は多くはない。
- ・ガバナンスについて、特段改善を要する点は認められなかった。

(5)計算書類・情報開示

- ・三次市シルバー人材センターの計算書類について、特段改善を要する点は認められなかった。
- ・情報開示について、毎期の公告が適切に行われている。

(6)財務・経理・税務

- 平成28年度において、貸倒損失として212千円計上されているが、これは未収金の回収不能額を理事会で決裁を行い計上したものである。現状、未収金の貸倒処理に関する基準が整備されていないため、貸倒処理する時期が遅れているものがあった。
- 平成30年3月末に計上すべき退職給付引当金は7,367,899円であるが、平成30年3月末の貸借対照表には6,575,856円しか計上されておらず、792,043円が引当不足となっている。
- 財務規程において、『毎事業年度1回以上固定資産台帳と現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。』とされているものの、実際には行われていないため、規程通り毎事業年度1回以上固定資産台帳と現物照合する必要がある。
- すでに使用していない固定資産もあるため、理事長もしくは理事会の承認を得て処分することが望まれる。
- 会員の入会及び退会の情報は、システムに担当者が入会申込書及び退会届をもとに入力及び退会処理しているが、入力内容のチェックはなされておらず、誤った情報が登録されてもすぐには発見されない恐れがあるため、ダブルチェックを実施することが望まれる。

(7)将来計画

- 平成30年度の経営状況について、通期で黒字見込みである。
- 中期計画を作成しているものの、会員数は目標と大きく乖離しており、定期的な計画の見直しが必要である。

(8)設備投資

- 現状、特別な設備投資計画はない。

(9)人員計画

- 現状、特別な人員計画はない。

(10)資金繰り

- 正味キャッシュフローは堅調な推移を見せている。

(11)他のシルバー人材センターによる取組事例と工夫

- 他のシルバー人材センターによる取組事例と工夫を参考として会員数の増加を図ることが望ましい。

(12)結論

- 経理の指摘事項について、専門家と検討を行い、改善に取り組む必要がある。

2. 指摘及び意見の要約

〈指摘〉

1. 公益目的事業が黒字であり、収支相償を満たせていない。また意思決定機関である理事会において適切な対応がとられていない。
2. 平成 30 年 3 月末に計上すべき退職給付引当金は 7,367,899 円であるが、平成 30 年 3 月末の貸借対照表には 6,575,856 円しか計上されておらず、792,043 円が引当不足となっている。
3. 財務規程において、『毎事業年度 1 回以上固定資産台帳と現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。』とされているものの、実際には行われていないため、規程通り毎事業年度 1 回以上固定資産台帳と現物照合する必要がある。

〈意見〉

1. 未収金の貸倒処理する基準を整備することにより、貸倒処理する時期が明確となる。
2. 独自事業の収支が均衡となるように、独自事業の将来計画や独自事業が黒字となるような取組を行っていくことが必要と考えられる。
3. すでに使用していない固定資産もあるため、理事長もしくは理事会の承認を得て処分することが望まれる。
4. 会員の入会及び退会の情報は、システムに担当者が入会申込書及び退会届をもとに入力及び退会処理しているが、入力内容のチェックはなされておらず、誤った情報が登録されてもすぐには発見されない恐れがあるため、ダブルチェックを実施することが望まれる。
5. 三次市シルバー人材センターの組織内容等の周知また会員拡大のためには、三次市シルバー人材センターの認知度を上げるため、市広報紙へ特集記事の依頼が必要であると思われる。全世帯に配布される市広報紙の利用が一番効果的である。実際、安芸高田市のシルバー人材センターは、年一回、表紙本文合わせ 3 ~ 4 ページの記事が掲載されている。
6. 今後の会員数の増加を図るうえで、他のシルバー人材センターの取組事例を参考とすることが有用と考えられる。
7. 目標達成するための具体的な行動計画を作り、その行動計画について PDCA を回すことで改善していくことが有用と考えられる。